

「五福具備記」の碑について

整理番号	川越〇一	題額	五福具備記	題額揮毫	—	碑記撰文	泰然龔	碑記揮毫	—
------	------	----	-------	------	---	------	-----	------	---

鐫刻	—	撰文建碑年	一八六三・文久三	住所	笠幡	場所	個人宅	備考	—
----	---	-------	----------	----	----	----	-----	----	---

一. はじめに

本石碑は、笠幡の名家発智家二十四代当主の正兵衛家正（光正）が、祖父慶治郎規正の米寿の祝いを契機として、発智家の歴史と規正の事績を顕彰するために立てたものである。

■写真

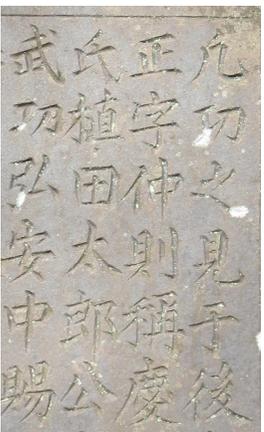
○写真1 石碑正面



○写真2 篆額



○写真3 「碑記」部



二 翻刻並に訳注

■翻刻

(正面)

◎題額(隸書体) 碑の上部

五福具備記

◎碑記(楷書体)

凡功之見于後者其道之存于前也道者何也其行于己者是也菟智翁名規正字仲則稱慶次郎父某號莊兵衛規忠翁其長子也菟智氏其先某出於源氏植田太郎公光五代之孫也公光本属□□鎌倉源公後仕北條貞時數有武功弘安中賜以信州佐久郡菟智郷因以菟智爲氏居久之自菟智來居於此關草萊開良田爲一里名曰笠幡仍以菟智爲氏稱菟智太郎光規尠後菟智氏世住笠幡爲里長遂割田分産一族繁衍屹爲大姓本枝并存以至規正規正以安永五年十二月朔日誕君爲人寬裕温和就百瀬耕元受筆恣後□□公國儒官從佐藤玉藻先生而學遂涉群書享和三年合里推君爲庄官村民咸心服所謂道之存而行于己者可知也君有妙才大興起田宅及三百餘石好施愛人君娶上南畑村嶋田氏女有一女無男子故養中嶋氏某子爲壻名孝正稱宅右衛孝正又有四男子及一女曰家正福秀元長孝清君文政中□□領主川越公命領内取締天保二年笠幡爲□□秋元侯領地命高廉郡頭取且許用苗字及帶刀又賜木香章上下服一具并朱玉盃山形飢君以計除其憂賞賜水心子正次刀自關左八州取締役命扇町谷寄場五十八箇村大惣代後高廉郡内檢開菟新田五十二箇村反高場大町步之地勘定奉行副吏矢都木氏洩焉蒙大庄家命釐正簿帳矢都木氏并其属吏皆主君家滿三旬而帰府□□閣老水野侯命勘定奉行梶野侯以代官山本某於□□廳前賜白銀若干十三年笠幡属□□川越封翌年四月□□將軍家謁日光□□山陵代官嶋田氏爲大澤驛警衛特命規正隨焉十二月□□川越公舉用達列許苗字且賜桐章上下服一具時服并五口俸□□公數臨其家重其爲

舊家賜金物自享和迄弘化二年爲庄官四十二年一無過失十二月有命賜錢物數貫自本村開墾年歲遼邈世爲庄官至今家富名榮子孫聯綿誠可美也尋以家事讓孝正文久三年君齡八十有八強健如壯眼目清明牙齒堅牢把筆日書千餘字可謂鶴筭龜齡之仙骨人也人因喚作米翁君備福祿加壽考蓋天下所稀有矣既而孝正亦傳家事家正家正篤実守業又善以尊奉神祇不敢慢則神之聰明何不眷顧哉今茲家正與兄弟議建碑以顯揚君之功德請予文之述其大畧置之壽藏之上門

□維時文久三年癸亥歲春三月

玉野山現住法印泰然龔撰

*空格を□で示した。將軍や川越藩等に関わる語の前に空格をおいている。

*異体字など

○凡 凡。 ○功 功。 ○發 發。 ○號 號。 ○介 爾。 ○本 本。
○法 法。 ○侯 侯。 ○高 高。 ○兼 麗。 ○場 場。 ○陵 陵。
○舊 舊。 ○歲 歲。 ○筭 筭。 ○畧 略。 ○夷 亥。 ○泰 泰。

■訳注

●本文（いわゆる旧字体とし、一行毎に改行した）

◎篆額

五福具備記

◎碑記

凡功之見于後者、其道之存于前也。

道者、何也。其行于己者、是也。

發智翁、名規正、字仲則、稱慶次郎。

父某、號莊兵衛規忠。翁、其長子也。

發智氏、其先某、出於源氏植田太郎公光、五代之孫也。

公光、本屬鎌倉源公。

後仕北條貞時。數有武功。

弘安中、賜以信州佐久郡發智郷。因以發智爲氏。

居久之、自發智、來居於此。

關草萊、開良田、爲一里、名曰笠幡。

仍以發智爲氏、稱發智太郎光規。

爾後發智氏世住笠幡、爲里長。

遂割田分産、一族繁衍、屹爲大姓。

本枝并存以至規正

規正以安永五年十二月朔日誕。

君爲人寬裕温和。

就百瀬耕元、受筆法。

後公國儒官從佐藤玉藻先生、而學、遂涉群書。

享和三年、合里推君爲庄官。

村民咸心服、所謂道之存而行于己者、可知也。

君有妙才、大興起田宅、及三百餘石。

好施愛人。

君娶上南畑村嶋田氏女、有一女無男子。

故養中嶋氏某子、爲壻。

名孝正、稱宅右衛。

孝正又有四男子及一女。

曰、家正、福秀、元長、孝清。

君文政中、領主川越公、命領內取締。

天保二年、笠幡爲秋元侯領地、命高麗郡頭取。

且許用苗字及帶刀、又賜木香章上下服一具、并朱玉盃。

山形飢、君以計除其憂、賞賜水心子正次刀自、關左八州取締役、命扇町谷寄場五十八箇村大惣代。

後高麗郡內檢開發新田五十二箇村反高場大町步之地。

勘定奉行副吏矢都木氏泣焉。

蒙大庄家命釐正簿帳。

矢都木氏并其屬吏、皆主君家滿三旬而歸府。

關老水野侯命勘定奉行梶野侯、以代官山本某、於廳前賜白銀若干。

十三年、笠幡屬川越封。

翌年四月、將軍家謁日光山陵代官嶋田氏爲大澤驛警衛、特命。規正隨焉。

十二月、川越公、舉用達列、許苗字、且賜桐章上下服一具、時服、并五口俸。

公數臨其家、重其爲舊家、賜金物。

自享和迄弘化二年、爲庄官、四十二年、一無過失。

十二月、有命、賜錢物數貫。

自本村開墾、年歲遼邈、世爲庄官、至今、家富名榮、子孫聯綿。誠可美也。

尋以家事讓孝正。

文久三年、君齡八十有八、強健如壯、眼目清明、牙齒堅牢。

把筆日書千餘字。

可謂鶴算龜齡之仙骨人也。

人因喚作米翁。

君備福祿、加壽考。

蓋天下所稀有矣。

既而孝正亦傳家事家正。

家正篤實守業、又善以尊奉神祇、不敢慢、則神之聰明、何不眷顧哉。

今茲家正與兄弟、議建碑以顯揚君之功德、請予文之述其大略、置之壽藏之上門。

維時文久三年癸亥歲春三月。

玉野山現住法印泰然龔撰。

● 訓詁

○ 題額

五福具備の記

○碑記

凡そ功の後に見はるるは、其の道の前に存すればなり。

道とは何ぞや。其の己を行ふ者、是れなり。

發智翁、名は規正、字は仲則、慶次郎と稱す。

父某、莊兵衛規忠と號す。翁は、其の長子なり。

發智氏、其の先某、源氏植田太郎公光より出で、五代の孫なり。

公光は、本より鎌倉源公に屬す。

後に北條貞時に仕ふ。數々武功有り。弘安中、賜はるに信州佐久郡發智郷を以てす。

因りて發智を以て氏と爲す。

居ること之を久しくして、發智より、來りて此に居す。

草萊を闢き、良田を開くこと、一里たり。名づけて笠幡と曰ふ。

仍りて發智を以て氏と爲し、發智太郎光規と稱す。

爾後發智氏世々笠幡に住み、里長となる。

遂に田を割き産を分かつ。一族繁衍し、屹として大姓たり。

本枝并存して以て規正に至る。

規正、安永五年十二月朔日を以て誕まる。

君、人となり寛裕温和なり。

百瀬耕元に就きて、筆法を受く。

のち公國の儒官佐藤玉藻先生に従ひて學び、遂に群書を渉る。

享和三年、里を合して君を推して庄官となす。

村民咸心服す、いわゆる「道の存して己を行ふ」者なること、知るべきなり。

君に妙才有り、大いに田宅を興起し、三百餘石に及ぶ。

施しを好み人を愛す。

君、上南畑村の嶋田氏の女を娶る、一女有るも男子無し。

故に中嶋氏某の子を養して、壻となす。

名は孝正、宅右衛と稱す。

孝正に又た四男子及び一女有り。

曰く、家正、福秀、元長、孝清なり。

君、文政中、領主川越公、領内取締を命ず。

天保二年、笠幡、秋元侯の領地となる、高麗郡頭取を命ぜらる。

且つ苗字を用ふること及び帶刀を許され、又た木香章の上下服一具、並びに朱玉の盃を賜

る。

山形飢う、君、計を以て其の憂ひを除く。

水心子正次の刀を賞賜せらる。

關左八州取締役より、扇町谷寄場五十八箇村の大惣代を命ぜらる。

後、高麗郡、開發新田五十二箇村、反高場大町歩の地を内檢す。

勘定奉行副吏矢都木氏焉に泣む。大庄家の命を蒙り、簿帳を釐正す。

矢都木氏並びに其の属吏、君の家に主ること滿三旬にして府に歸る。

關老水野侯、勘定奉行梶野侯に命じ、代官山本某を以て、廳前に於いて白銀若干を賜ふ。

十三年、笠幡、川越の封に囑す。
翌年四月、將軍家、日光の山陵に謁す。

代官嶋田氏、大澤驛警衛となり、特に命じて、規正これ焉に隨ふ。

十二月、川越公、用達の列に擧げ、苗字を許し、且つ桐章の上下服一具、時服、并せて五口俸を賜ふ。

公、數々其の家に臨み、其の舊家たるを重んじ、金物を賜ふ。

享和より弘化二年まで、庄官たること四十二年、一に過失無し。

十二月、命有りて、錢物數貫を賜はる。

本村の開墾より、年歳遼邈なるに、世々庄官となりて、今に至る、家富み名榮え、子孫聯綿たり。誠に美なるべし。

尋いで家事を以て孝正に譲る。

文久三年、君齡八十有八、強健なること壯の如く、眼目は清明にして、牙齒は堅牢なり。

筆を把りて日に千餘字を書す。

鶴算龜齡の仙骨の人と謂ふべきなり。

人因りて米翁と喚びなす。

君は福祿を備え、壽考を加ふ。

蓋し天下に稀有なる所なり。

既にして孝正も亦た家事を家正に傳ふ。

家正、篤実にして業を守り、又た善く以て神祇を尊奉し、敢へて慢ならざれば、則ち神の聰明、何ぞ眷顧せざらんや。

今茲に家正と兄弟と、碑を建てて以て君の功德を顯揚するを議し、予に文の其の大略を述ぶるを請ひ、之を壽藏の上門に置かんとす。
維れ時に文久三年癸亥歲春三月。

玉野山現住法印泰然龔撰。

●人物

○鎌倉源公 第三代鎌倉將軍源実朝。建久三（一一九二）年から健保七（一二一九）年。將軍在位…建仁三（一二〇三）年から健保七（一二一九）年。

○北條貞時 第九代執権。文永八（一二七二）年から応長元（一三一一）年。執権在位…弘安七（一二八四）年から正安三（一三〇一）年。

○百瀬耕元 江戸の書家。姓は源、諱は久継、字は子延。耕元は号。元文二（一七三七）年から文化十一（一八一四）年。信濃筑摩郡中山南谷上瀬黒村に生る。寛延元（二七四八）年、江戸に至り、長雄朗翁に書を学び、業を終える。明和二（一七六五）年、麻布のほとりに書道塾を開き、たくさんの弟子を育てた。その書風を百瀬流といった。浅草の浅草寺域に、太田南畝が文を書いた百瀬耕元の頌徳碑がある。

○佐藤玉藻 不詳。

○玉野山現住法印泰然龔 玉野山の山号を持つ寺院に富久成寺がある。上総古河、日蓮宗。あるいはここか。その他不詳。「五福具備記」と同年に建立された「発智孝正の墓」の墓碑銘も泰然の撰述による。

●注

○五福 五つの幸福。長寿・富裕・安らぎ・善行をなす・天寿を全うする。「尚書」洪範に「箕子曰、……天乃錫禹洪範九疇。次九曰、嚮用五福。……九、五福。一曰壽、二曰富、三曰康寧、四曰攸好德、五曰考終命」とある。

○行于己 「論語」公治長篇に「子謂子産、有君子之道四焉、其行己恭（先生が鄭の子産を評されてこう言われた、子産には君子としての方向が四つあった。自己の行動には慎重であった）」、同子路篇に「子貢問曰、何如斯可謂之士矣。子曰、行己有恥（子貢が尋ねた、どういう条件を持てば「士」ということができるでしょうか、と。先生が言われた、自己の行動に対して、それが羞恥を生むものであるかどうかを吟味して判断する）」とある。これらを踏まえると、「行己」は自己の行動で、それが慎重かつ恥じるところのないものであることを意味する。

○其先某 「高倉寺永代常夜燈（以下「常夜燈」）」には「五世孫光規」とある。

○屬 付き従う。

○弘安中 「常夜燈」には「弘安八年十一月、有武功」とある。弘安八（一七八五）年のいわゆる霜月騒動。弘安七年、幼年の北条貞時が執権の位につくと、貞時の外祖父の安達泰盛と、貞時の乳父の平頼綱が対立し、同八年十一月に頼綱は兵をあげて泰盛を滅ぼした。これ以後御家人の勢力は弱体化し、北条家とその一門が専制的な地位を固めた。

○發智郷 「常夜燈」には「發知之郷」とある。現北佐久郡軽井沢町大字発地。

○因以發智爲氏 「常夜燈」には「因稱發知太郎。後更發地」とある。

○居久之 「常夜燈」には「正安年間、有故、來于此地」とある。正安は西暦一二九九年から一三〇二年。

○闢草萊 草萊は、生い茂った雑草、転じて荒れ果てたくさむら。「辟草萊」は、「孟子」離婁上に「辟草萊、任土地者、次之（荒れ地を開墾させ、土地の善し悪しに応じて租税を取り立てるのはその次に罪が重い）」とある。「孟子」では、「辟草萊」を、人民から税を搾り取る悪政としているが、本碑文では、単純に荒れ地を開墾して田畑とすること。

○良田 地味がよく肥えた田畑、美田。陶淵明「桃花源記」に「有良田美池桑竹之屬（桃源郷には、よい田畑、美しい池、桑や竹の類があった）」とある。

○爾後 そののち。

○里長 村のおさ。

○繁衍 しげく伸びる。

○屹 山がそびえ立つさま。

○大姓 名門の家柄。

○本枝 本家と分家。

○安永五年 西暦一七七六年。

○寛裕 こころがひろく、こせつかない。度量大きく能く人を容れる。

○温和 柔らかく穏やかなさま。「礼記」中庸篇に「唯天下至聖、……寛裕溫柔、足以有容也（天下で最高の聖なる人のみが……寛大で余裕があり、温厚柔和で人を包容する力がある）」とある。

○後公國儒官從佐藤玉藻先生而學 この句、「從」の字を「後」と「公」の間に移して解した。

○公國 公はお上で、ここでは当時の川越藩主松平大和守のこと。国は川越藩。

○享和三年 西暦一八〇三年。

- 庄官 村里のかしら。領主の命によって、代官郡代のもとで、納税の監督、農耕の指導、人事の管理などを行った。関西方面では庄屋、関東方面では名主といい、肝いりともいう。
- 心服 心から感じ入って従う。「孟子」公孫丑にある。
- 妙才 傑出した才能。ここでは、人格的な崇高さというよりも、実業家としての才能であると思われる。
- 田宅 田地と宅地。
- 好施愛人 この具体的な事業については「賑民圃碑」に詳しい。
- 上南畑村 現富士見市大字上南畑。
- 有一女 名はうめ。寛政十一（一七九九）年から明治十三（一八八〇）年。
- 中嶋氏 「発智孝正の墓」には「自上井草村中嶋氏來繼發智氏」とある。上井草村は現在の杉並区最北部にあたる。
- 領主川越公 天保年間は、松平大和守斉典。
- 領内取締 具体的には不詳。
- 天保二年 西暦一八三一年。
- 秋元侯領地 川越藩は、宝永元年から秋元家の所領であったが、明和四（一七六七）年に秋元家は山形藩に移り、川越へは松平大和守家が入部した。しかしその後の、天保二年から十三年の間、笠幡のみが秋元家の所領となったようである。
- 高麗郡頭取 具体的には不詳。
- 木香 菊科の植物だが、ここは「木瓜」ではないか。木瓜は、瓜を輪切りにしたものを図案化した紋所。秋元家の定紋は「五つ木瓜」であった。
- 章 標識。ここでは紋所だろう。
- 上下服 袴、かみしも。肩衣と袴の組み合わせで、武士の礼服。ここでは藩主の紋所をあしらった武士の礼服を下賜されている。これはとても名誉なことだった。
- 一具 ひとセット。
- 山形飢 天保三（一八三二）年から同九（一八三八）年にかけて、東北地方を中心に連年飢饉が起こった。いわゆる天保の飢饉。
- 水心子正次 本名川部北司（万延元（一八六〇）没）。水心子は江戸時代の有名な刀工の号名で、初代正秀（寛延三（一七五〇）年から文政八（一八二五）年）は、出羽米沢の出身。江戸で修行ののち、安永三（一七七四）年に山形藩主秋元永朝に召し抱えられ浜町屋敷の秋元家鍛冶所で鍛刀に携わった。正次は二代水心子正秀の養子となり、文政九（一八二六）年に水心子の名を継いだ。彼も秋元家に召され、寛政三（一七九一）年から安政六（一八五九）年までの作刀が確認されている。
- 關左八州取締役 關八州取締役。文化二（一八五〇）年に設置された、關東八州を守備範囲とする警察的な役職。文政十（一八二七）年に改革組合村が設置され、關東取締出役の巡回に対応して、村組合が犯罪者を江戸へ送った。小組合をまとめて大組合とし、中心となる村に寄場を置き、大小惣代が勤務した。
- 扇町谷 扇町屋。現入間市大字扇町屋。入間市の中心部をなす。江戸時代には、村々が連合した村々組合があったが、十八世紀後半になると、治安維持や地域産業の発展を課題とした組合村が結成されるようになった（前項参照）。この組合村は、惣代を選出して議定を定めるなど、総合的な地域管理秩序の構築を目指しており、従来の組合とは大きく性格をかえるものであった。大石慎三郎の調査によれば、天保十一年頃、武蔵の国に扇町屋

組合があり、下奥留や入間川等五十六箇村からなっており、一七三九三石、三七一七世帯であった。

○大惣代 大組合村のまとめ役。

○内檢 内見に同じか。公の檢見けみに先立ち、あらかじめ村役人と地主が穀物の取れ高を調べること。ここでは、大規模な開発の新田について述べているところなので、高麗郡における新田開発状況について、内々にお上り地元とも協力して石高を調査することを言うのだろう。

○反高場 新田は不安定なため検地を行っても土地の生産力を表す「石高」の表示をせず、面積の「反高」のみとして、通常よりも低率な田租を課した。その土地を「反高地」と呼んだ。ここでは新田として開発されている土地をいうのだろう。

○大町歩 町歩は田畑や山林の面積を数える語。大町歩は、広大な面積を指すだろう。

○勘定奉行副吏矢都木氏 不詳。

○泣 臨檢。

○釐正 誤りを修正する、改正する。ここでは帳簿を調べることだろう。

○府 幕府のあった江戸。

○閣老水野侯 水野忠邦（寛政六（一七九四）年から嘉永四（一八五二）年）。彼が老中として政務を執ったのは天保五（一八三四）年から同十四（一八四三）年。

○勘定奉行梶野侯 梶野良材（安永二（一七七三）年から嘉永六（一八五三）年）。久隅矩信の次男で梶野矩満の養子となる。お庭番から始まり、諸職を歴任。文化十三（一八一六）年に家督を相続し、ご用人をつとめ、京都西町奉行などを経て、天保十一（一八四〇）年に勘定奉行に就任した。老中水野忠邦を補佐して天保の改革を推進し、同十四（一八四三）年の印旛沼干拓工事では主たる役割を担ったが、同年の水野の失脚にともない、梶野も無役となった。

○廳前 役所の前。勘定奉行の役所か。

○十三年 天保、一八四二年。

○將軍家謁日光山陵 江戸將軍が家康をまつる日光東照宮へ参拝すること。計十九回実施されたが、そのうち十六回が四代家綱までであり、江戸中後期においては、まれな事業であった。中後期では享保十三（一七二八）年の吉宗、安永五（一七七六）年の家治で、このたびの天保十四（一八四三）年の家慶の参拝は、実に六十七年ぶりであった。水野忠邦が、將軍・幕府の権威を示そうとして行ったもので、莫大な費用を要した。

○代官嶋田氏 不詳。

○大澤驛 日光街道大沢宿か。十九番目の宿駅で、現在の栃木県日光市大沢町にあたる。

○規正隨焉 おそらく嶋田らの随行費用などを規正らが負担したのであろう。これにより発智規正は、將軍の日光参拝に扈從したという榮譽をえたことになる。

○擧用達列 用達は大名家などに出入りしてものを納める商人。ここは実際に物品を納入する商人ではなく、殿様の御殿に出入りすることのできる資格を与えられたのであろう。実際に出入りする訳ではなく、その資格を得ることがステータスであった。

○桐章上下服 松平大和守家の定紋は、「中陰五三桐」。

○時服 朝廷や將軍から季節ごとに臣下に賜った衣服。俸禄あるいは賞与の意味がある。ここでは川越侯から賜った。

○五口俸 俸は扶持米。お上りから臣下に下される俸禄、給与。五人を養える扶持米。

- 臨 親臨、殿様自ら訪問する。
- 享和 本碑に「享和三年、合里推君爲庄官」とあった。
- 弘化二年 西暦一八四五年。
- 有命 川越侯からの「命」であろう。
- 本村開墾 「常夜燈」によれば正安年間のこと。
- 遼邈 はるかに遠い。
- 文久三年 西暦一八六三年。
- 清明 心が清く明らかなことだが、ここではまさに眼力が衰えることなくよく見えることだろう。
- 鶴算龜齡 鶴や亀のような長寿。
- 仙骨 仙人の骨相、仙人になれることのできる素質。
- 福祿 安寧という幸福と俸禄や富。
- 考 年老いたさま、長寿の。
- 既而孝正亦傳家事家正 孝正が文久二年に、規正に先立って逝去し、家正が家督を継いだことをいう。婉曲な表現。
- 神祇 天つ神と国つ神。天地の神々。
- 聰明 耳がよく聞こえ目がよく見える。
- 眷顧 関心を持つ、心を配る。
- 壽藏 生前に作っておく墓、あるいは生前に作る頌徳の碑。

●口語訳

【正しい行動が後の功績をもたらすこと】

そもそも、のちになって功績が現れるのは、正しい行動がそれ以前において存在したからである。

では正しい行動とはどういうことか。自己の行動において慎重かつ恥じるところのないことこそが、それである。

【発智規正翁の名前と親】

発智翁、その名は規正、字は仲則、慶次郎と称した。

父は、号は莊兵衛で、諱は規忠。規正翁は、その長子である。

【発智家の出自と繁栄】

発智氏の先祖の規光は、源氏の植田太郎公光より出て、五代目の孫である。

公光は、元々は源実朝に付き従っていた。

植田家は、後に北條貞時に仕えた。しばしば武功を立てた。

弘安年間に、信州佐久郡発智郷を領地として賜った。そこで発智を氏とした。

しばらくしてから、信州の発智の地から、この武蔵野の地に来て居を定めた。

荒れ地を開墾して、一里四方の良田を開き、笠幡と名づけた。

そして発智を氏とし、発智太郎光規と自称した。

その後、発智氏は代々笠幡に住み、村長をつとめた。そして耕作地や家産を分割して分家を作り、一族は繁栄して、そびえ立つような名門となった。本家分家とも併存しながら、規正翁まで至った。

【規正翁の人となりと学習】

規正翁は、安永五年十二月朔日に誕生した。

規正翁の人となりは、寛大で余裕があり、温厚柔和で包容力があつた。

百瀬耕元に就いて、書法を学び、そののち川越藩の儒官であつた佐藤玉藻先生に従つて儒学を学び、様々な書籍を読み尽くした。

【規正翁の庄屋としての実績】

享和三年、村里は一致して規正翁を推薦し、庄屋とした。

村民はみな彼に心から服従した。ここから、翁が、いわゆる「正しい行動が以前に存しており、その成果が功績として後に現れた」者であることが分かるであろう。

翁にはすぐれた経営の才能があり、大いに田地と宅地とを興こし広げ、三百石あまりに及んだ。

そして人に施すことを好み、村人を慈しんだのだった。

【規正翁の家族】

翁は上南畑村の嶋田氏の娘を娶つた。娘が一人生まれしたが、男子には恵まれなかつた。

そこで中嶋某の子を養子として迎え、一人娘の婿として跡を継がせた。

その養子の諱は孝正といい、宅右衛門と称した。

孝正には四男子と一女子がいた。男子は、家正、福秀、元長、孝清である。

【規正翁の業績】

文政年間に、領主の川越公は、翁を領内取締に任命した。

天保二年、笠幡は山形藩秋元侯の領地となつた。

翁は高麗郡頭取を命ぜらる。加えて苗字帯刀を許され、さらに秋元家の定紋である木瓜の紋入りの袴一揃えと朱玉の盃を賜わつた。

秋元侯の老家である山形で飢饉が起こつた。翁は計画的に援助し、山形の憂慮を取り除いた。その功績に対し、秋元侯は、水心子正次の刀を賞賜することで報いた。

また翁は、関八州取締役より、扇町屋組合寄場五十八箇村の大惣代を命ぜられた。

【高麗郡大規模内見】

そののち、高麗郡では、開発された新田五十二箇村に対し、広大な規模の反高地の内見が行われることとなつた。勘定奉行副吏の矢都木氏が派遣され臨検することになった。翁は大庄家としての命令を蒙り、簿帳の調査に加わつた。

矢都木氏ならびのその属吏たちは、翁の家に三十日間滞在し、(内見を無事終えて)江戸に帰つた。

閨老の水野侯が勘定奉行の梶野侯に命じ、代官山本某を使いとして、役所の御前において白銀若干を規正に下賜した。

【日光参拝の扈從】

天保十三年、笠幡は川越藩の領域に復帰した。

翌天保十四年四月、將軍家が日光東照宮に拝謁することになった。

代官の嶋田氏が大澤驛の警衛となつたが、特に規正に命じて、隨行させた。

【川越侯の重用】

天保十四年十二月、川越侯は、規正翁を用達の列に加えて、苗字を許し、加えて川越藩主の定紋である桐の紋入りの袴一揃えと、四季折々の時服を賜ひ、并せて五口俸を給付した。

川越侯はしばしば発智の家に親しく来臨し、その家が旧家であることを重んじて、金物

を下賜した。

【庄官としての総括】

規正翁は、享和三年より弘化二年まで、四十二年間庄官としてつとめあげ、一度も過失が無かった。

そこで弘化二年の十二月、川越侯から命令が下り、錢物数貫を賜わった。

本笠幡村の開墾より、年月は遙かに遠くなつたが、その間発智家は代々庄屋をつとめて、今に至っている。家は富み、名譽は栄え、子孫が連綿として絶えることがない。まことに素晴らしいことである。

その後まもなく家督を孝正に譲った。

【文久三年、最晩年の翁】

規正翁は、今年で齡八十有八だが、身体は壯年の者のように強健で、眼力も全く衰えることなく清明、齒も堅牢なままである。

筆を手執っては毎日千文字あまりを揮毫している。

まことに、鶴や亀のように歳を重ねた、仙人の骨相の持ち主と言うべきであろう。

人々は彼のことを「米寿の翁」と喚びなしている。

規正翁は、安寧と富裕とを兼ね備え、さらに長寿と天寿を全うする生涯を送っている(五福を具備していると言える)。

思うに天下において極めてまれな存在であると言えよう。

【子孫の謹直】

やがて翁の息子の孝正も、家業を長子の家正に譲って亡くなった。

家正は篤実で家業をしつかりと守り、神々を尊奉すること手厚くて決して怠ることがないので、聡明な神々はこの一家のことを心に留めたまい、幸いを与えてくださること間違いないあるまい。

【建碑の経緯】

いまここに、家正と三兄弟とで、碑を建てて規正翁の功德を顕彰称揚することをはかり、私のそのあらましを記すことを依頼し、その文章を寿藏碑の上に掲げようとしたのである。

時に文久三年癸亥の歳の春三月。

玉野山の現住である法印の泰然龔が撰述する。

三. 資料

(一) 「新編武蔵風土記稿」(文政十三(一八三〇)年) 卷一八二 高麗郡之七

◎笠幡村

○舊家者啓次郎*

「発智を氏とす、先祖は六郎次郎と稱して、永正の頃より代々この村の里正たり、古器舊記等も傳へしに、文化中火災にかゝりて烏有となれり」

*時代からしてこの「啓次郎」は、慶治郎規正のこと。

四. 主な参考資料

① 翻刻

・なし

②論文など

- ・岸伝平『川越藩政と文教 川越叢書第十卷』（川越叢書刊行会、一九五八）
- ・重田正夫『川越藩 シリーズ藩物語』（現代書館、二〇一五）
- ・横山昭男『山形藩 シリーズ藩物語』（現代書館、二〇〇七）
- ・飯田一雄『日本刀工 刀銘大鑑』（淡交社、二〇一六）
- ・大石慎三郎「武蔵国組合村構成について」『学習院大學經濟論集』（四卷一号、二〇一二）

③関連碑文

- ・「発智孝正の墓碑」（「川越〇二二」）
- ・「発智長義の墓碑」（「川越〇三二」）
- ・「賑民圃記の碑」（「川越〇四二」）
- ・「発智家正の墓碑」（「川越〇五二」）
- ・入間高倉寺「永代常夜燈」（「入間〇一」）

*本稿作成にあたり発智金一郎氏より、資料と情報の提供を受けた。記して謝としたい。

以上

二〇二四年六月 薄井俊二訳す